

大成フットボールクラブ クラブ費細則

平成 28 年 3 月 20 日改正
令和 6 年 3 月 17 日改正

(総則)

第 1 条 本細則は、大成フットボールクラブ会則第 7 条に基づき、クラブ費等について定めたものである。

(クラブ費)

第 2 条 本クラブは、学期毎に、次の期間のクラブ費等を徴収するものとする。

(1) 第一学期

クラブ費 (4 月～7 月分)	小学生	8,000 円	
	園児	4,000 円	
公益財団法人スポーツ安全協会年間保険料	全 員		実費相当額

(2) 第二学期

クラブ費 (8 月～11 月分)	小学生	8,000 円
	園児	4,000 円

(3) 第三学期

クラブ費 (12 月～3 月分)	小学生	8,000 円
	園児	4,000 円

2 クラブ員は、前項のクラブ費等を請求される都度、速やかにこれを支払うものとする。

3 学期の途中で入会したクラブ員は、入会届を提出した日を含む月以降の残月数に応じて按分した前項のクラブ費及び実費相当額の公益財団法人スポーツ安全協会年間保険料を、本クラブの指示に従い、速やかに支払うものとする。

(休会費)

第 3 条 クラブ員が、本クラブに休会を申し出た場合は、当該申出をした日を含む月（以下「休会月」という）の翌月以降、復会を申し出るまでの間、月 250 円の休会費を本クラブに支払うものとする。

2 前項の申出が月の途中である場合、休会月のクラブ費は全額徴収するものとする。

3 休会月の翌月以降の分のクラブ費で、徴収済みのものについては、月割りにより当該クラブ員に返還する。この場合の支払手数料は、当該クラブ員の負担とする。

(退会精算)

第 4 条 クラブ員が、本クラブに退会を申し出た場合のクラブ費についても、「休会月」とあるのを「退会の申出をした日を含む月」と読み替えた上で、前条第 2 項及び第 3 項を適用する。

(利息の取扱い)

第 5 条 本細則に基づき、本クラブがクラブ員にクラブ費等を返還する場合、当該クラブ費等には利息を付さないものとする。

(その他)

第 6 条 前条以外に生じる費用（合宿費等）については、都度代表又は世話役から通知のうえ、徴収するものとする。

附 則

1 本細則は、平成 28 年 3 月 20 日から施行する。

2 改正後の本細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。